

経営革新計画承認事業所をご紹介します!



■問い合わせ
寄居町商工会(☎581・2161)

埼玉 玉県から承認を受けた事業所を順次、ご紹介します。この計画が県に承認されると、さまざまな支援を受けることができます。事業所の皆さん、そろそろ「新しいこと」に取り組んでみたい、そんな思いをお持ちではないでしょうか。経営の革新に取り組み、あなたの夢や思いを形にしましょう！ 寄居町商工会では計画の作成をバックアップしていますので、お気軽にお問い合わせください。

①事業主 ②業種 ③経営革新のテーマ

丹助商店



- ①酒井雅之さん
- ②食料品小売業
- ③健康米の小分けパッケージ商品の新開発による米離れからの改善と地元PRの推進

(有)ボデーワーク・ケー



- ①内野功一さん
- ②自動車鉄金塗装業
- ③最新型塗装室とカラボの導入による「外車や高級車オーナー」からの受注拡大

(株)村井



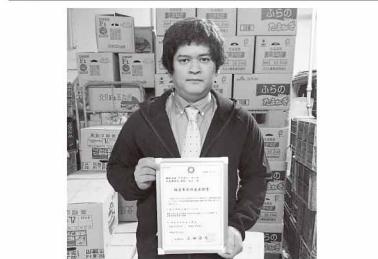
- ①村井善彦さん
- ②新聞小売業
- ③地域でがんばる事業所向け「お手軽小ロチラシサービス」の提供

(有)大久保興業



- ①大久保和勇さん
- ②建設業
- ③一般顧客向けのバリアフリー外構工事サービスの展開

(株)アラカワ・フーズ



- ①野村裕二さん
- ②野菜卸売業
- ③農家の顔が見える野菜を販売する産直コーナーの提案による野菜卸売事業の展開

理容ナカザワ



- ①中澤貴光さん
- ②理容業
- ③女性向けシェービング・サービスの開始による新規顧客獲得戦略の展開

アトリエ RIKA



- ①加藤弘美さん
- ②縫製業
- ③セミオーダー品開発とODM受注による服飾品企画事業の展開

居酒屋か~む



- ①引間崇文さん
- ②飲食業
- ③海鮮メニューを打ち出した新コンセプト店舗へのリニューアル

(株)吉原一級建築士事務所



- ①吉原正展さん
- ②建築設計業
- ③投資家法人・関連協力企業による「一貫JV組織体(ルクサーチーム)」の太陽光発電事業

税務課から軽自動車税に関するお知らせ

■問い合わせ
税務課(☎581・2121内線154~156)

グリーン化特例（軽課）の延長および対象基準の見直し

平成29年度税制改正に伴い、排出ガス性能と燃費性能の優れた軽自動車は、軽自動車税が軽減されるグリーン化特例（軽課）が、2年間延長されました。対象となる車両については検査をした翌年度に限り軽自動車税が軽減されます。詳細は下表をご覧ください。

車種区分	税率（年税額）		
	平成29年4月1日から平成31年3月31日までに最初の新規検査（ナンバー登録）をした車両		
電気自動車・天然ガス自動車	乗用:平成32年度燃費基準+30%達成車 貨物:平成27年度燃費基準+35%達成車	※1	乗用:平成32年度燃費基準+10%達成車 貨物:平成27年度燃費基準+15%達成車
75%軽減	50%軽減	25%軽減	
三輪	1,000円	2,000円	3,000円
四輪以上	自家用 乗用 営業用	2,700円 1,800円	5,400円 3,500円
貨物	自家用 営業用	1,300円 1,000円	2,500円 1,900円

※1天然ガス自動車は、平成30年排出ガス規制に適合している車両、または平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ない車両に限ります。

※2、※3についてはいずれも揮発油（ガソリン）を内燃機関の燃料とする軽自動車で、平成17年排出ガス基準75%低減達成車、または平成30年度排出ガス基準50%低減達成車に限ります。

熊谷税務署から申告に関するお知らせ

■問い合わせ
熊谷税務署(☎521・2905)

申告書等の作成は便利なホームページで

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力するだけで、確定申告書が作成できます。作成した申告書をご自宅のプリンターで印刷すれば、混雑している確定申告会場に行かなくても、郵送等で提出することができますのでぜひご利用ください。

作成コーナー 検索

平成29年分「所得税及び復興特別所得税」確定申告会場の開設について

▼開設期間／2月16日(金)～3月15日(木)の月～金曜日

※上記のほか、2月18日と25日の日曜日は、申告用紙の配付、申告相談、申告書の受付および納付相談を行います（現金納付・納税証明業務は行いません）。

▼受付時間／午前8時30分開始(相談は午前9時～午後5時)

※午後4時ごろまでにお越しください。混雑状況により、受付を早めに締め切ることがあります。

申告と納税の期限等

	申告期限・納期限※1	口座振替日※2
所得税及び復興特別所得税	3月15日(木)	4月20日(金)
消費税及び地方消費税(個人事業者)	4月2日(月)	4月25日(水)

※1税務署から納税通知等による納税のお知らせはありません。

※2振替納税は、申告期限までに申告書を提出された方に限り利用できます。(新規に口座振替を利用される方は、申告期限までに「口座振替依頼書」を提出してください)

納税証明書を請求される方へ

2月、3月は確定申告期間のため、数多くの申告書が提出されることから、平成29年分の納税証明書が請求日当日に発行できない場合があります。お急ぎの場合は、請求時に、申告書控（電子申告を利用して確定申告された場合は「送信票」）および納税した時の領収証書（原本）をお持ちください。交付請求手続きについては、国税庁ホームページをご覧ください。